

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、四箇池土地改良区の春日川頭首工管理規程を次のとおり平成22年5月25日認可した。

平成22年6月1日

香川県知事 真鍋武紀

#### 春日川頭首工管理規程の概要

##### 1 かんがい期間

毎年6月1日から10月31日まで

##### 2 かんがい期間における計画取水量及び取水時における河川の水位

頭首工の名称	計画取水量	河川の水位	
		上限標高	下限標高
1号頭首工	毎秒0.84立方メートル	13.65メートル	11.58メートル
2号頭首工	毎秒0.64立方メートル	15.11メートル	12.71メートル
3号頭首工	毎秒0.96立方メートル	18.08メートル	15.32メートル
4号頭首工	毎秒1.50立方メートル	20.35メートル	17.24メートル

##### 3 出水時の放流

1号頭首工の水位が標高13.35メートルから0.3メートルを超えると、自動倒伏堰の作動により放流する。

2号頭首工の水位が標高14.81メートルから0.3メートルを超えると、自動倒伏堰の作動により放流する。

3号頭首工の水位が標高17.78メートルから0.3メートルを超えると、自動倒伏堰の作動により放流する。

4号頭首工の水位が標高20.17メートルから0.18メートルを超えると、自動倒伏堰の作動により放流する。

##### 4 洪水等緊急時の措置

管理者は、警戒体制をとり、緊急事態に対応した施設の操作を行う。

##### 5 施設の管理

管理者は、操作に必要な機械器具等の点検整備を行う。